

財産管理運用規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下「不可欠特定財産」という。）、基本財産及びその他の財産の維持管理及び処分等に関する基本的事項を定めることにより、本協会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(財産管理責任者)

第2条 会長は、前条に規定する各財産の管理運用の適正を期するため、財務部長を財産管理責任者に任命し、その管理運用に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、本規則に基づき、当該財産を管理運用しなければならない。

第2章 基本財産の維持管理等

(構成)

第3条 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- ①不可欠特定財産
- ②基本財産とすることを指定して寄附された財産
- ③理事会及び評議員会において基本財産として繰り入れることを議決した財産

(維持管理)

第4条 会長及び財産管理責任者は、基本財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 基本財産は、財産目録等において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならぬ。
- 3 不可欠特定財産は、公益目的保有財産（公益法人認定法第18条第6号、同法施行規則第26条第3号）であり、貸借対照表には基本財産として表示する。

(処分等)

第5条 基本財産は、本協会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、または基本財産から除外することができる。

- 2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

第3章 その他の財産の維持管理等

(維持管理)

第6条 その他の財産（基本財産以外の財産）について、会長及び財産管理責任者は、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

- 2 前項の資産のうち、金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとする。
- 3 本協会は、第1項の財産が管理業務その他の必要な業務活動の財源に充てる財産である場合には、貸借対照表及び財産目録においては特定資産として計上し、合理的な範囲で公益目的保有財産にしないことを財産目録等に明記しなければならない。

第4章 補則

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、本協会の財産に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規則は、2021年11月18日から施行する。